

# (改訂版) 守口市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画・食品ロス削減推進計画)

## 【概要版】



～みんなの責任と協働で目指す循環型社会～

令和4年3月

大阪府 守口市

## 計画の基本的事項

### 計画策定の趣旨

近年、環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が図られる中、廃棄物に関しては、各種廃棄物関係法令が整備され、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進が求められています。

守口市（以下、「本市」という。）では、平成 29 年 3 月に（改訂版）守口市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、一般廃棄物の排出抑制・資源化等に取り組んでいますが、計画策定から 5 年が経過し、この間の廃棄物処理体制が大きく変化しました。

ごみ処理については、令和元年 10 月に大阪広域環境施設組合に加入し、令和 2 年 4 月から共同処理を行い、し尿処理については、平成 30 年 4 月から本市の下水終末処理場で処理を行うなど、それぞれの処理計画について修正する必要が生じたため、基本計画の中間目標年度である令和 3 年度に見直します。

また、令和元年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定が求められており、基本計画で定める施策、ごみ減量化・資源化に係る取り組みと密接に関係することから、基本計画に含有して策定します。

### 計画の期間・目標年度

#### 【計画の期間】

平成 29 (2017) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 10 年間

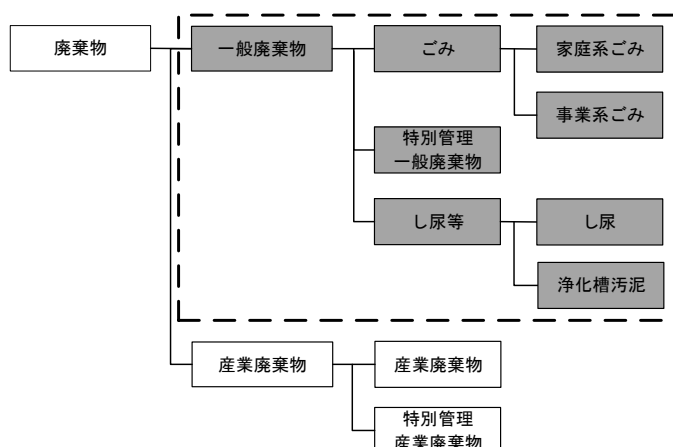
#### 【目標年度】

中間目標年度 : 令和 3 (2021) 年度 (平成 29 年度から 5 年後)

目標年度 : 令和 8 (2026) 年度 (平成 29 年度から 10 年後)

### 計画対象範囲

計画対象範囲は、廃棄物のうち「一般廃棄物」を対象とします。（右図の灰色部分）

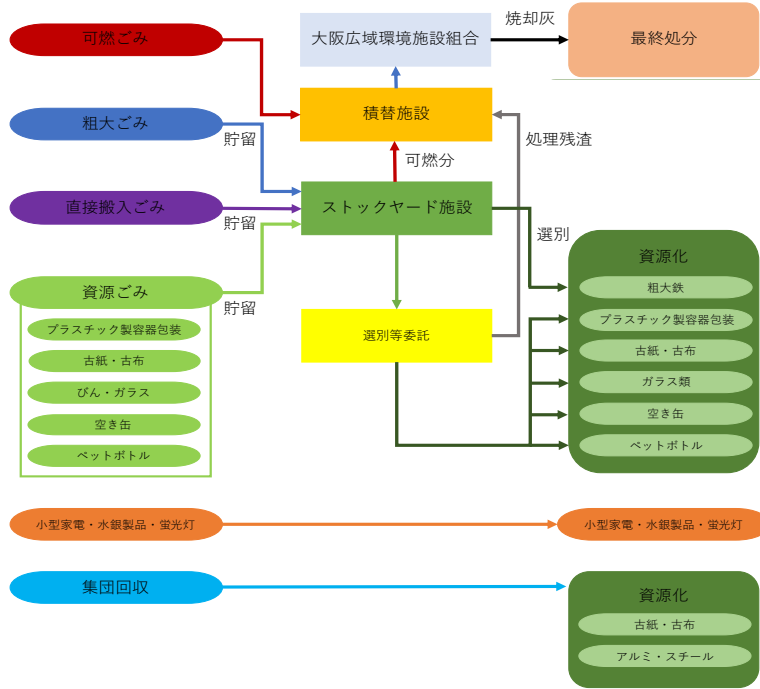


# ごみ処理基本計画



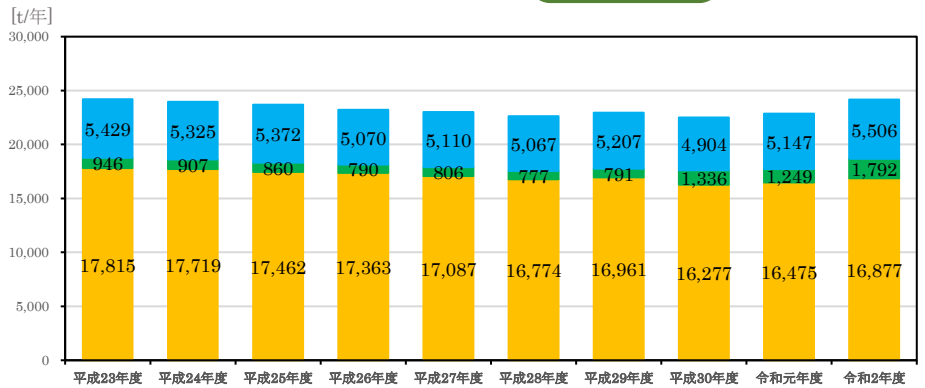
## ごみ処理の現状

### ごみ処理の流れ



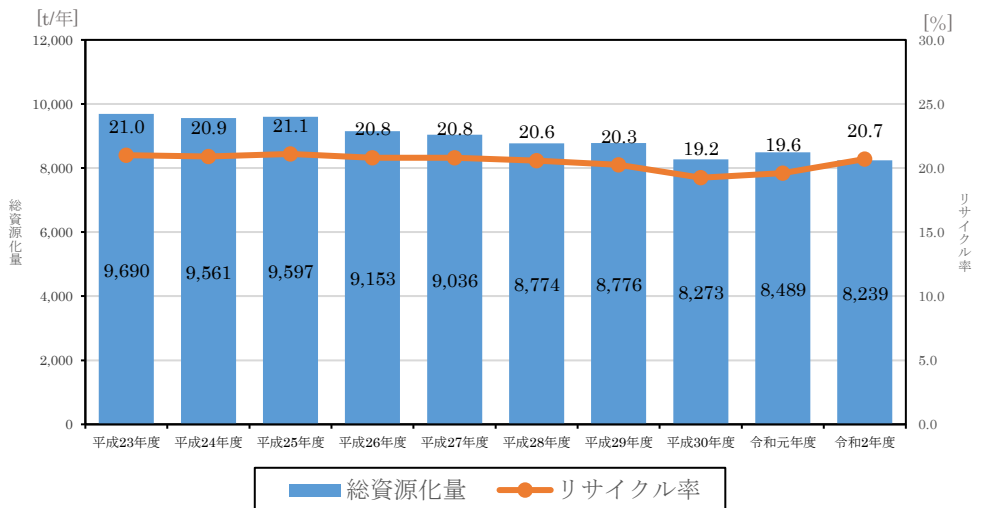
### 生活系ごみ収集量

生活系ごみ収集量は、7割以上が可燃ごみとなっており、収集量は増減を繰り返し推移しています。



### 資源化の実績

リサイクル率は増減を繰り返しながら推移しており、令和2年度は、約21%となっています。



# ごみ処理に係る課題

## 1 排出抑制

国等の数値目標は、1人1日あたりのごみ排出量、集回回収量及び資源ごみを除いた生活系ごみ排出量、事業系ごみの総量は平成27年度時点で既に達成しています。

しかし、本市の生活系ごみの1人1日あたりの排出量(314g/人・日)は、類似自治体に比べ少ない反面、事業系ごみの1人1日あたりの排出量(308g/人・日)は、類似自治体の中でも多くなっています。

したがって、現在の施策を継続しながら減量化を推進するとともに、特に、事業系の排出抑制につながる新たな施策を実施していく必要があります。

## 2 資源化

国の基本方針では、令和2年度までにリサイクル率を約27%に引き上げることが目標に掲げられていますが、目標達成は困難な状況です。

資源ごみの分別について、環境教育やごみに係る啓発の充実・拡大を図り、市民との協働により、資源化量及びリサイクル率の向上を図る必要があります。

## 3 収集・運搬

本市は、今後も引き続き戸別収集による収集運搬を行っていく予定ですが、高齢化社会が進む昨今において、高齢者の市民への負担が少なくなる収集運搬体制を検討していく必要があります。

## 4 中間処理

本市で排出される燃やすごみは令和2年度から大阪広域環境施設組合で焼却処理、粗ごみ及び大型ごみは、ストックヤードで選別後、民間処理施設で処理しており、引き続き安定した処理体制を維持します。

また、ペットボトル等の資源ごみはストックヤードにおいて、一時保管し、民間事業者へ処理を委託しています。

## 5 最終処分

最終処分量は、近年ゆるやかな減少傾向となっているものの、国の基本方針の目標値を将来推計結果(現状趨勢)は達成しない見込みとなっています。

したがって、ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの推進を図ることで最終処分量を削減する必要があります。

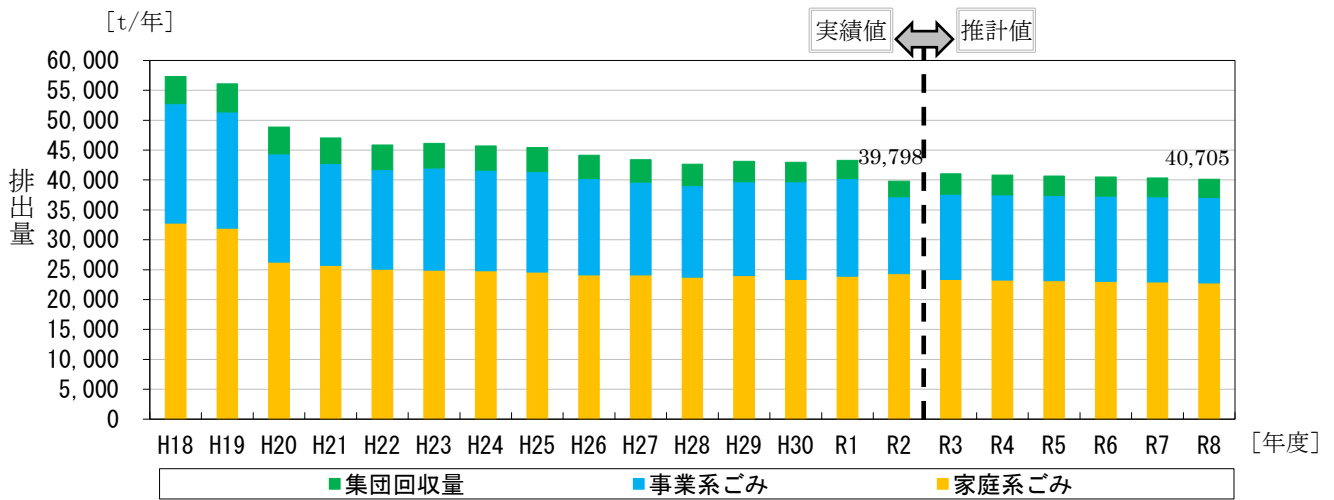
# ごみ処理に係る数値目標

ごみ処理に係る指標は、国の基本方針等及び現行計画の指標に基づき以下の3種とします。

## ごみ総排出量

令和8年度に・・・

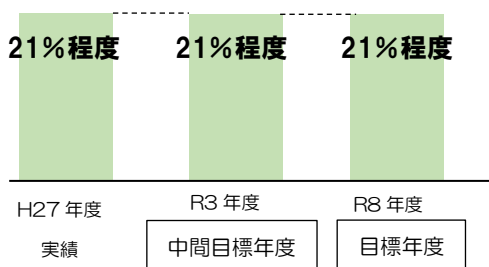
**40,705 t/年**とします。



## リサイクル率

令和8年度に・・・

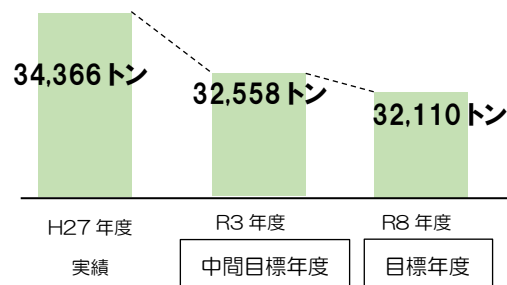
**21%**とします。



## 焼却処理量

令和8年度に・・・

**32,110t/年**とします。



## 基本理念

将来にわたって本市の自然環境及び生活環境の保全を図り、年々多様化する廃棄物の処理を適正に行い資源化を推進するため、前計画の基本方針等を踏襲し「みんなの責任と協働で目指す循環型社会」をゴミ処理基本計画の基本理念とします。

## 基本方針

本市の特徴及びゴミ処理の現状をふまえ、基本方針を以下のとおり定めます。

### **基本方針1 排出抑制の推進**

＜排出抑制の推進に係る情報の発信・意識の向上＞

### **基本方針2 資源化の推進**

＜資源化の推進に係る情報の発信・意識の向上・仕組みづくり＞

### **基本方針3 適正な処理・処分の推進**

＜施設の整備・不法投棄の削減＞

## 目標達成に向けた取組

基本方針	基本施策	主な取り組み内容
排出抑制の推進	ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進
		マイバッグ持参や簡易包装の推進
		生ごみの減量化の推進
		事業系ごみの減量化に向けた情報発信・制度化・適正処理の監視
		店頭回収設置店の紹介
	資源ごみ引取り可能な民間事業所の紹介	
	ごみの減量化に向けた意識の向上	搬入検査の実施
		環境教育・環境学習の充実
事業系ごみ処理手数料の設定		
分別品目見直しに係る検討		
	多量排出事業者への指導強化	
資源化の推進	資源化に向けたわかりやすい情報の発信	分別の徹底
	資源化に向けた意識の向上	新たな情報発信ツールの導入
		ごみ減量化・リサイクルの取組への表彰制度などの導入
	資源化に向けた仕組みづくり	集団回収の推進
		協働する体制づくり
		拠点回収事業の拡充
高齢化社会に向けた収集運搬の検討		
	より効率的な収集運搬計画の検討	
適正な処理・処分の推進	中間処理計画	施設整備の検討
	最終処分計画	最終処分量の削減
	その他	不法投棄対策
		特別管理一般廃棄物の適正処理
		処理困難物の適正処理
	災害廃棄物対策	

# 生活排水処理基本計画



## 生活排水処理の現状

### 生活排水の 処理人口

処理形態別人口は99.9%が水洗化人口となっています。

### し尿等の排出量

し尿及び汚水槽汚泥は増減を繰り返しながら推移しています。

## 生活排水処理の課題

本市では、市域のほぼ全てが公共下水道の整備区域となっているものの、水洗化人口は100%とはなっていません。

したがって、今後も市民・事業所に対する啓発を実施し、公共下水道処理への切り替えの推進及び汚水層の適正管理を指導していく必要があります。

生活排水による水質汚濁及び生態系への影響が生じることがないように、以下のとおり生活排水処理に係る基本理念を定めます。

## 基本理念

1 快適で清潔な生活環境づくりと公共用水域の自然環境を保全するため、地域特性等を十分考慮しながら啓発に努めます。

2 水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

## 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

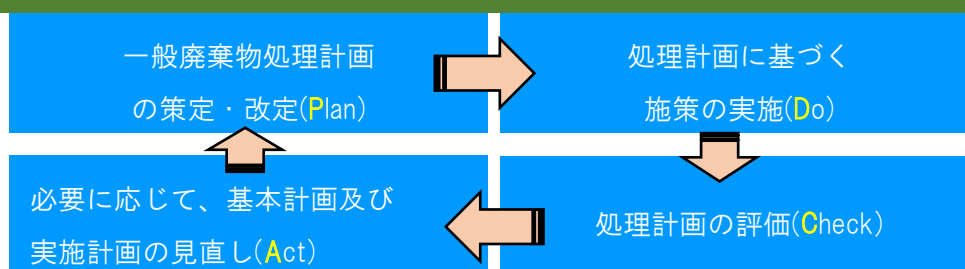
### 公共下水道への接続の推進

1 河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、管渠への接続を推進し、浄化槽から公共下水道への切り替えを推進します。

### 生活排水対策の啓発

2 生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について、市民の理解を深めるとともに、発生源（台所等）における汚濁負荷削減対策についても啓発を行います。

## 計画の進捗管理





# 食品ロス削減推進計画



## 計画策定の目的

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことであり、生産、製造、流通、販売、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。また、食品ロスのうち、事業系食品ロスが約309万トン、家庭系食品ロスが約261万トンとなっています。

食品ロスに関する問題は、2015年9月に国連サミットで採択された「SDGs」で、ターゲットの1つとして盛り込まれる等、世界的にも大きな課題となっています。また、食品ロスによる食品廃棄物の焼却処理は、温室効果ガスを発生させることから、地球温暖化にもつながっています。

本計画は、市民・事業者・行政が相互に連携・協力し、市民生活や事業活動において食品ロス削減の取組を進めることを目的としています。

## 計画の期間・目標年度

### 【計画の期間】

2021年度から2030年度までの10年間

### 【目標年度】

中間目標年度：2026年度（2021年度から5年後）

目標年度：2030年度（2021年度から10年後）

## 目標達成のための取組

消費者への取組	事業者への取組
消費期限と賞味期限の違い等、期限表示の正しい知識の普及啓発	「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の普及
てまえどりの普及啓発	会食や宴会における「3010運動」「宴会五箇条」の普及啓発
季節ごとの消費の機会に、予約購入や食べきり等に係る普及啓発	外食の料理を持ち帰るドギーバッグの普及啓発
冷蔵庫の定期的な在庫管理や、「使う分だけ購入」の実践の呼び掛け等、手つかず食品の削減の普及啓発	食品ロス削減に関する取組事例等の共有・周知
食材を長持ちさせる保存方法の普及啓発等、食材の有効活用の促進	
会食や宴会における「3010運動」「宴会五箇条」の普及啓発	